

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

地方公共団体におけるテレワークの推進について

地方公共団体におけるテレワークは、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札であるほか、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるものです。また、今般の新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっており、「新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について」（令和2年4月7日付け総行女第13号・総情流第30号）等により、テレワークの導入、実施について積極的な取組をお願いしているところです。

今般、当室において実施した「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」によると、令和3年10月1日現在では、都道府県及び指定都市では全団体で導入されている一方、市区町村においては約半数の団体において未導入となっており、特に、一般行政職員数が300名以下の比較的小規模な団体において未導入団体が多く見受けられるところです。

各地方公共団体におかれましては、下記の事項に留意の上、引き続き、テレワークの推進に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1. 地方公共団体におけるテレワーク推進の意義

地方公共団体におけるテレワーク推進の意義については、以下の三点が挙げられるところである。

(1) 職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」

の切り札であること。

労働力人口が減少していく中、各地方公共団体において、ライフステージに合わせた柔軟な働き方の実現や、多様な人材が活躍できる組織・職場環境を整えることにより、行政を支える優秀な人材の確保につながると考えられる。特に、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるテレワークは、「働き方改革」における重要な取組の一つであること。

また、働く時間や場所を柔軟にすることは、子育てや介護等と仕事の両立が容易になるだけでなく、時間に制約がある職員が担当できる職務の幅を広げることにもつながり、中長期的なキャリア形成など、多様な人材が能力を発揮できる職場環境を推進する上でも重要であること。

- (2) ICTの活用により業務の効率化が図られることで、行政サービスの向上にも効果が期待されるものであること。

令和2年12月に策定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」においても、「行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」としており、重点取組事項の一つとして、テレワークの推進が挙げられている。テレワークの導入をきっかけとして業務のICT化を推進することにより、これまで「当たり前」と考えられてきた業務の進め方を見直し、業務の効率性や生産性の向上を実現できると考えられること。

- (3) 重大な感染症や災害発生時に行政機能を維持するための有効な手段となること。

感染症予防のため接触を避けながら業務を継続することや、災害時の非常時優先業務を円滑に遂行するためにも、職員の自宅やサテライトオフィスで業務ができる環境を整え、テレワークを推進することにより、地域を守る持続的な行政運営、ひいては社会全体の安定につながると考えられること。

2. 地方公共団体におけるテレワークの取組状況について

「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果」(別添1)によると、地方公共団体におけるテレワークの導入状況は、都道府県及び指定都市では全団体で導入されている一方で、市区町村においては、849団体(49.3%)で導入と、前年(342団体(19.9%))から大幅に増加しているものの、約半数の団体において未導入となっている。特に、一般行政職員数が101名以上300名以下の団体においては導入率が46.1%、100名以下の団体においては導入率が21.7%と低い導入率であることから、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、既に導入している団体においても、より多くの職員がテレワークを実施できる環境の整備についてご検討いただきたいこと。

3. 地方公共団体におけるテレワーク導入の支援策等について

総務省においては、地方公共団体におけるテレワークの導入について、以下のとおり支援等を実施しているため、テレワーク未導入の団体におかれては、これらの支援策等を活用いただき、テレワークの導入に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(1) 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き

テレワークの導入を検討している団体が参考にできるよう、令和3年4月に先進事例を踏まえた導入の手順や活用のノウハウをとりまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（以下「手引き」という。）を作成し、各地方公共団体に提供している。

この手引きは、地方公共団体から寄せられた、テレワークにおける業務上・労務管理上の課題を踏まえ、テレワーク導入に向けた10の手順（ステップ）ごとの実施事項や検討のポイント等を整理したものであり、特に検討の着手に当たってのポイントは以下のとおりである。

- ① 「スモールスタートで始めること」（できるところからまずやってみる）や「在宅勤務だけがテレワークではない」（サテライトオフィスやモバイルワークという選択肢もある）という考え方に基づいて、テレワークの導入を検討すること。
- ② テレワークで実施する業務を選定する際は、「部署」単位や「職種」単位ではなく「業務」単位で検討すること。
- ③ 全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、職員一人一人がテレワークの意義を理解し、活用に向けて一歩先に進むために、トップが団体の将来像を描き、その実現に向けてリーダーシップを発揮すること。

また、令和3年9月に、本手引きについて、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引きに関する説明会」を開催したところである（一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）を通じたライブ放映による開催）。

本説明会の内容は、手引きの内容についての説明、地方公共団体におけるテレワーク推進のポイントに関する有識者からの解説及び先進的な取組を行っている地方公共団体からの取組事例の発表となっており、テレワークをこれから導入する団体にとって、導入にあたっての基本的な考え方や手順について参考となる内容となっている。当該説明会の映像及び資料は、下記「4. 参考」のホームページに掲載されている。

(2) テレワーク導入経費に係る特別交付税措置

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について、令和4年度についても、引き続き、特別交付税措置（措置率0.5）を講ずることとしている。

<対象経費>

ICT機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入にあたってのサポート費用 等

(3) テレワークマネージャー相談事業

テレワーク導入に関する知見やノウハウ等を有する専門家がアドバイスを実施するテレワークマネージャー相談事業について、引き続き、体制を強化して実施している。テレワークマネージャーには、地方公共団体における実務に知見のある専門家も登録されており、また、情報政策担当部署における業務（テレワーク導入にあたってのシステム環境や

セキュリティ対策等)のみならず、人事担当部署における業務(労務管理上の課題等)についても支援を行っているところである。

当該事業の詳細については、下記「4. 参考」のホームページに掲載されている。また、本事業における比較的小規模な団体の支援事例を添付しているので、参考とされたい。(別添2)

(4) 自治体テレワーク推進実証実験事業(参考)

地方公共団体システム機構(J-LIS)では、令和2年度より、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と共同で、LGWANを活用した自治体テレワーク推進実証実験を行っている。具体的には、職員の自宅にある端末から、庁内のLGWAN接続系端末へ、セキュリティを確保しつつリモートアクセスを可能とするもので、全国の地方公共団体を対象に公募の上で、全国794団体において無償で提供しているものである。令和4年度における追加公募の実施については、現在J-LISにおいて検討中であり、実施する場合は、J-LISより各都道府県宛てに通知を発出予定である。

4. 参考

- 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000746987.pdf

- 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引きに関する説明会(一般財団法人自治体衛星通信機構ホームページ)

<http://www.lascom.or.jp/movie/jichi>

- テレワークマネージャー相談事業

<https://teleworkmanager.go.jp/>

【連絡先】

自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室
川瀬・宮成

メール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp

電話：03-5253-5546(直通)